

一般競争入札公告共通事項 新旧対照表

改正案 (R1.10.1 改正)	改正前
<p style="text-align: center;">一般競争入札公告共通事項</p> <p>1～5 (省略)</p> <p>6 入札の方法等</p> <p>(1) 落札者の決定に当たっては、入札額として入力された金額に、当該金額の100分の<u>10</u>に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の<u>110</u>分の100に相当する金額を入札額として入力すること。</p> <p>(2) 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格制度を適用する工事にあつては最低制限価格以上の、低入札制価格調査制度を適用する工事にあつては失格基準価格以上の価格の入札がない場合には、1回に限り、再度の入札を行うことがある。</p> <p>7～23 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">一般競争入札公告共通事項</p> <p>1～5 (省略)</p> <p>6 入札の方法等</p> <p>(1) 落札者の決定に当たっては、入札額として入力された金額に、当該金額の100分の<u>8</u>に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の<u>108</u>分の100に相当する金額を入札額として入力すること。</p> <p>(2) 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格制度を適用する工事にあつては最低制限価格以上の、低入札制価格調査制度を適用する工事にあつては失格基準価格以上の価格の入札がない場合には、1回に限り、再度の入札を行うことがある。</p> <p>7～23 (省略)</p>